

1 活動名

丸亀市 「地域担当職員制度について」

2 調査の目的

(1) 本市における課題

本市には、地域づくりセンター長を 35 地区に配置し、地域住民と市役所の橋渡しとして重要な役割をしているが、さらに良いものを取り入れ、充実を図ることが求められると考える。

(2) 調査の必要性

他自治体の取組みを視察し、本市の取組みと比較することも必要と考える。

(3) 調査項目

制度創設の経緯、成果、当事者の反響、今後の課題等

3 調査地選定理由

(1) 丸亀市

丸亀市は、地域担当職員制度実施要項を策定し地域と市役所の橋渡し、円滑な情報交換、住みよいまちづくりの形成に寄与することを目的に、事業を進めているため、調査に値する自治体として選定しました。

4 調査結果

(1) 実施日 令和元年 10 月 31 日

(2) 出席者 4 名 近藤晴彦、上條美智子、勝野智行、内田麻美

(3) 丸亀市

平成 27 年 4 月から、地域担当職員制度を開始。地域担当職員制度実施要項を策定し地域と市役所の橋渡し、円滑な情報交換、住みよいまちづくりの形成に寄与することを目的に挙げている。担当職員は、公募と、市長が任命するもの。街づくり推進員 2 名、(そのうち 1 名は管理職員)、防災担当 1 名、保健担当 1 名。

まちづくり担当：コミュニティーによるまちづくりの推進に関する事

防災担当：地域防災に関する事

保健担当：地域の成人保健や母子保健に関する事

任期は、原則 3 年。再任を妨げない。

地域自治体（町会等）から相談など、これら担当職員が連携を図りながら対応している。

(5) 成果・所感等

丸亀市は、各地区に配置しているのではなく、市役所内にこのような地域担当職員を設置し、事業を進めていることが分かった。松本市は、35 の全地区に地域づくりセンター長を配置し、市役所と、市民の橋渡し役として、細やかな対応が図られている。ただ、防災・保健の専門職員の地区における配置はない。松本市の地域づくりセンター長の業務内容について中身の再検討など、地区において、地域づくりセンター長の役割が十分発揮できる環境整備が求められると感じました。

5 政務活動費

(1) 使途項目 調査旅費

(2) 支出額 165,980 円 (内 80,140 円は会派負担)

(日当 6,000 円、宿泊費 14,800 円、交通費 20,120 円 (JR19,060・私鉄 1,060))
× 4 人

(土産代 1,150 x 2) (東大阪市・丸亀市)